

2002 年年次報告より抜粋

医療あるいは研究目的で使用される大麻の規制（文頭数字は段落数で、原文に対応）

135. 大麻は、1961 年の単一条約付表 及び に記載されている。付表 IV 指定物質は乱用される危険性が非常に高く、有害作用を及ぼす物質である。これらの物質の有害作用については、付表 IV に記載されている物質以外の物質には含まれていない特に顕著な治療的有効作用があるとしても、その有効作用によって決して相殺されるものではない。しかしながら、過去数年間においては、大麻の治療的有用性に対する関心が高まり、このような傾向は、数ヶ国(カナダ、ドイツ、オランダ、スイス、英国、米国など)で大麻あるいは大麻エキスを医療目的で使用した場合の有効性に関する科学研究が継続されていることによっても明らかである。2001 年報告書で言及されているように、INCB は、この種の研究の実施を歓迎し、その研究結果が出次第、INCB、世界保健機関(WHO)、国際社会と共有されるものと確信している。

136. INCB は、大麻の流用あるいは乱用のリスクを抑制するための 1961 年の単一条約の関連規定によって定められる統制要件を、関係する全政府が履行していることを高く評価する。各国政府が必要に応じて、大麻あるいは大麻エキスの生産、輸入、輸出、消費に関する査定資料と統計報告を INCB に提出したことは特に重要である。

137. INCB は、カナダ政府とオランダ政府が、大麻の医療目的での使用を承認する決定を下したことに注目している。ただし、大麻の治療的特性と医療目的での使用の可能性に関しては、カナダ及びオランダをはじめとする各国においても確実な研究結果が入手されていないのが現状である。INCB は、各国政府に対し、1961 年の単一条約付表 及び IV に記載されている大麻の分類法について検討し、その医学的有用性が研究結果として正式に報告される前の段階において医療目的での使用を認可しないように要請する。INCB は、このような目的で使用する場合、適切な医療目的での使用と医療行為の実施に合致した一般原則に準拠することを、各国政府に対して要請する。各国政府は、大麻に固有の医学的有効作用を発見し、大麻の分類において再検討が必要とされる場合、入手した最新情報を INCB に対して提供する義務がある。

138. ジャマイカとスリランカでは、没収された大麻が医療目的に転用されているが、両国は、その消費及び保存に関する推定資料、医療目的への転用量、消費量、貯蔵量に関する統計資料を INCB に提出していない。INCB は、推定資料と統計資料を INCB に提出することも含めて、没収した麻薬の医療目的への転用に関する 1961 年の単一条約の規定に準拠するよう各国政府に再度要請する。